納 入 書 の 訂 正 例

宮城県東松島市　個人市民税 / 個人県民税　領収書　公

市区町村コード	口座番号	加入者名
0 4 2 1 4 5	02270-8-960413	宮城県東松島市会計管理者

指定番号	納入金額(1)　円
9999	~~123,400~~

令和3年10月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分(一括徴収分を含む)	1 4 5 6 0 0
退職所得分	2 9 8 7 0 0
延滞金	
督促手数料	1 0 0
合計額	4 4 4 4 0 0

納期限	令和3年11月10日

(特別徴収義務者)

住　所　〒981-0503

又は　宮城県東松島市矢本字上河戸100番地100

所在地

氏　名　東松島産業　株式会社

又は　　御中

名　称　代表取締役社長　東松島　太郎

領収日付印　宮城県東松島市

上記のとおり領収しました。　(納入者保管)

＊納入書の訂正要領＊

※訂正は、三連用紙のすべてを下記と同様に行ってください。

1　納入金額(1)に変更がない場合は、そのまま納入できます。

2　納入金額を訂正する場合には、次の要領で訂正してください。

(1)訂正は、黒色ボールペンを使用してください。

(2)数字は、所定の枠からはみ出さないようにしてください。

(3)納入金額(1)の欄の金額を2本線で消してください。

(4)納入金額(2)の欄の給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料及び合計額をそれぞれ手書きで金額を記入してください。
なお、この場合、『￥』記号は記入しないでください。

(5)予備の用紙を使用する場合は、何年何月分かわかるように記載してください。

(6)納期限月の翌月10日(土曜、休・祝日と重なる場合はその翌営業日)を過ぎた場合は督促手数料が発生しますのでその場合は100円を記載してください。

その他

(1)事業所の所在地や名称を変更した場合でも、指定番号に変更がない場合は、そのまま「宮城県東松島市市県民税特別徴収納入書」を使用することができます。
ただし、別途「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

(2)退職等により「給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書」等を提出した場合で、翌月以降の特別徴収額が変更になる場合は、新たに納入書は送付いたしませんので、この訂正要領にしたがって訂正の上納入してください。